

平成30年度第4回 伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日： 平成30年12月19日（水） 18:00～20:00

開催場所：総合教育センター2階 講座室

出席委員：直田会長、有田副会長、阿部委員、池田委員、北原委員、木村委員、山口委員（順不同）

1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中7名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者なし。
- ・あらかじめ郵送した会議資料と、追加資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、阿部委員と山口委員。

2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

議 論

会 長： ただいまより、平成30年度第4回伊丹市参画協働推進委員会を始めさせていただきます。今回は、過去の伊丹市まちづくり基本条例（以下、基本条例とする。）見直しの内容について確認した。その結果、個々の条文の見直しについてのご意見はなく、市職員への基本条例の周知や、基本条例の普及啓発等について、各委員よりご意見をいただいた。本日は、基本条例に基づいて実施されている制度等を中心に、議論を進めていただきたい。

それでは、事務局より、本日の資料について説明をお願いします。

事務局： まず、基本条例の第14条に規定されている「審議会等の委員」について、平成29年度時点で61の審議会があり、会議・議事録の公開数は、個人情報との関係で41となっている。次に、第12条に規定されて

いる「パブリックコメント」について、平成27年度に21件実施され、46人から意見をいただいた。平成28年度には9件実施され、20人から意見をいただいた。平成29年度には17件実施され、972人から意見をいただいた。またパブリックコメント以外に、市民相談課でも随時、市民からの意見・提言を受け付けている。次に、第13条に規定されている「行政評価」について、平成29年度の事後評価時点で、施策は112、事務事業は746あり、各課において指標を定め、評価を行っている。次に、第15条に規定されている「学習の機会の提供その他の支援」について、市民まちづくりプラザで実施された「市政理解講座」や、市の職員が市内に出向いて実施する「出前講座」などにより、市民の方々に市政について学んでいただける機会を提供している。また、中央公民館で実施している「学びによる地域活性化支援事業『まちなか公民館』」という事業があるが、こちらは社会教育の観点から、地域に個々の活動を還元できる人材の育成を目指しており、基本条例に基づく事業とは異なるものの、参考までに紹介する。次に、第12条の2で規定されている「総合計画」について、こちらは市の基本的な計画を定めたもので、市民の参画により作成することとされている。平成32年から第6次計画の開始を予定している。次に、第10条の2に規定されている「地域自治組織」について、すでに組織を設立されているのが4校区、現在アンケート調査等に取り組みされているのが1校区となっている。また、地域総括交付金として、1校区につき170万円が市より交付されている。その他、コミュニティ活動助成金や、自治会連合会補助金など、自治会等のコミュニティを支援する補助金が支払われている。

事務局： 最後に、第18条に規定されている「伊丹市参画協働推進委員会」について、これまで、公募型協働事業提案制度の審査や、基本条例の見直しをご議論いただいていた。その中で、協働の現状を把握するための調査についてご意見をいただいたことがあり、平成30年1月から2月に全課を対象に、協働に対する市職員の意識調査を実施した。

その結果、平成28年度に協働事業を実施した課は32課106事業で、主な協働の相手方は任意団体（テーマ型）であった。同様に平成29年度においては、30課110事業で、主な協働の相手方は任意団体（テーマ型）であった。また、両年度とも、協働の分類としては、委託・市の事業に団体が協力、という形が最も多かった。

また、過去から現在までの協働に関する質問について、全所属課で協働の経験があったのは110課中39課で、全体の35%であった。そ

の内、協働事業を行うこととなった理由として最も多かったのは、「事業の内容が協働で実施することが適当だと判断したから」であった。次に、全課に、協働で実施する(した)際に不安に思うことを質問した所、「市民活動団体等とのルール決めの方法が分からない」、「協働事業で達成すべき目標、解決すべき課題を市民活動団体等と共有しにくい」の2つが最も多かった。次に、全課に、協働事業において、市民活動団体等に期待する資質や役割を質問した所、「市の組織や仕組みについて、一定の理解がある」が最も多かった。次に、全課に、伊丹市において、市民活動団体等と市との協働が十分進んでいるかを質問したところ、「そう思う」という回答は32課で全体の29%であった。また、「そう思わない」と回答した課にその理由を質問した所、「伊丹市における協働事業の実態・成果が見えてこないから」が最も多かった。

最後に、全課に、今後市民活動団体等との協働を進めるにあたり、必要と思われる取り組みについて質問した所、「協働による活動事例の紹介」が最も多かった。以上で、配布資料の説明とさせていただきます。

会 長： それでは、資料を基に、基本条例の運用部分の課題があるかどうかについて、各委員よりご発言をお願いしたい。事実関係等のご質問もあれば、お聞きしたい。まず、私から事務局にお聞きしたいのは、資料に記載のある、一般コミュニティ助成事業について、国から補助金が出ているということか。

事務局： 宝くじ助成として国から補助が出ており、地域の活動備品や防災関係で申請を出し、採択されたものになる。

会 長： また、行政評価について、重点化と取組維持の内訳について聞きたい。

事務局： 112ある施策を、分野ごとに重点化と取組維持に分類している。また、各施策の下に、複数の事業がぶら下がっている状態となっている。

会 長： それでは、委員の皆様はいかがでしょう。

A委員： 行政評価の対象となった施策や事業について、評価の結果を受けて見直した結果、目標達成不可能なため終了することはあるのか。

事務局： 各施策は、総合計画の進捗状況に基づき10年計画で実施されているものであり、達成後に終了することはある。ただ、現状に合わせて施策の大枠の中で実施しているため、未達成で終了することはない。

A委員： 基本条例では、行政評価の結果を市民に公表することとなっているが、ウェブのみでやっているのか。また、他市でもそうであるが、行政評価の冊子が分厚く見づらいということがある。

事務局： ウェブ公開の他、行政資料コーナーに冊子を布置している。また、様々な分野を網羅するため分厚くなってしまっているのは仕方ない部分もあるが、

行政評価のあり方については、より多くの意見を入れるべきではとの意見もあれば、より市民が分かりやすい構成を重視すべきとの意見もあり、指標も考慮しながら、検討を進めているところである。また、事業経費の評価についても、人件費を加味し、かかった費用を算出するようにしている。時期についても、事前・事後の評価に分けて実施している。

会 長： 行政評価は細かく作成されているが、作業が大変かと思うので、職員負担を勘案し工夫されていけばと思う。

B委員： 総合計画には伊丹市の基本構想があるとのことだが、2020年から第6次の計画が始まるとのことだが、周知されていないのではないか。

事務局： 現在、第6次計画の策定に向けて無作為抽出方式による市民アンケートを行っており、今後市民ワークショップなどの検討を行い、市民が主体となったまちづくりを進めている。

会 長： 総合計画は、市の事業全体を網羅した計画である。基本的な構想がランドデザインとなっている。

B委員： たとえば神戸市では、医療産業都市を目指す、という方針があり、施設も設立され、見える化ができていたように思う。

C委員： 行政のビジョンが明確であり、市民に共有され、浸透しているかということではないか。

B委員： 総合計画には将来像があるとのことだが、聞いたことがない。

事務局： 伊丹市が何をを目指すのかを示す根幹部分が総合計画で、その下に各分野の医療計画等がぶら下がっている。また、伊丹市の目指す将来像については、総合計画の冊子表紙にも記載されている。

C委員： 基本条例見直しの素材として今回の資料が出されているが、審議会の公開数など、単年度の数字で見ても成果として判断しにくい。基本条例があることで、行政がどのように変わったのか。

事務局： 基本条例制定前は、そもそも審議会の公募市民委員数が把握できていなかったのが実態である。制定に併せて、審議会の条例を改正した経緯がある。パブリックコメント等の制度も、基本条例の制定に併せて整備されたものである。

会 長： 伊丹市の場合は全国でも比較的早く基本条例を制定された経緯があり、当時のデータと比べることは難しいと思う。最近、基本条例を制定された自治体であれば、基本条例制定の前後を比較できているところもある。

A委員： 地域自治組織は別条例が制定されているが、他にも同様な例があるのか。例えば、パブリックコメント条例はないのか。

事務局： 別条例として制定してはならず、指針で運用している。

- A委員： パブリックコメントに関して、行政の応答義務は規定されているのか。
- 事務局： 全てのご意見に対し、市の回答をつけて返答している。説明責任の一環でもあるので、必ず回答している。
- 会 長： では、質問は一旦終えていただき、今回、参画と協働の制度面についてご議論いただく中で、職員アンケートで気になる点、また、市民まちづくりプラザが移転することによって、今後の中間支援のあり方、地域自治組織等コミュニティの状況について、自由に委員よりご意見をいただきたい。
- B委員： 昨日、テレビで伊丹市は自販機に防犯カメラを設置しているとのニュースを見た。これは、資料にも市民意見聴取をしたとの例が載っているが、カメラの設置は市の費用負担で行うのか。
- 事務局： 当初、地方創生の一環で、国の補助を受けてカメラを設置した。市の施策に業者に協力いただく中で、地域貢献が求められる業者のメリットにもなっている。
- A委員： 民間業者の設置している自販機に、市がカメラを付けているということだが、録画した情報はどうなっているのか。また、個人情報の取り扱いにも注意が必要では。
- 事務局： カメラの情報は業者に提供しないようにしている。伊丹市個人情報保護条例の範囲内で運用を行っている。録画情報については、個人情報保護審査会での議論も経た上で、十分に配慮させていただいている。
- C委員： 他市では、自販機に防犯ブザー機能を持たせ、子どもが緊急時に押せるような事例もある。
- 事務局： 伊丹市でも、子どもや高齢者の持つ発信機を通じて、位置情報を把握し見守りを行うなど、安全・安心なまちづくりを進めている。
- D委員： 市民まちづくりプラザと中央公民館の役割について詳しく聞きたい。両施設の講座に参加したことがあるが、似た講座を実施されているように、一市民として感じた。
- 事務局： 中央公民館は、教育委員会が所管する、社会教育を行う教育施設になる。また、市民まちづくりプラザは地方自治法に規定される公の施設になる。中央公民館では、近年、学習の場で得たものを地域に還元することに注力されているため、市民まちづくりプラザと似た講座を実施されているように思われるのではないかと。また、社会福祉協議会において、ボランティア活動の支援を行っている。前々回の基本条例見直しの議論の際も、三施設が似通った支援をしている現状があるので、三者の繋がりのある支援を行っていくこととされた。三者の区分を明確に決めることは困難であるので、支援が重なる部分は出てくるが、今後施設の複合

化に伴い、各施設が担うべき役割分担が明確になるかと思う。

会 長： 図表を見ていると、市民まちづくりプラザの指定管理者はスワンホール全体の指定管理者に組み込まれるということか。

事務局： 複合化に伴い金銭面でのメリットもあるかと思うが、複合化にあたり、公民館の教育事業、市民活動支援、また青少年センターの若者支援が存在するため、今のところは、各セクションにおいて指定管理者を募集し、連携していく。ただし、公民館は直営方式としている。

会 長： 複合化に伴い、連携は取りやすくなるかと思う。

A委員： 前回の基本条例見直しで市長の責務を追加した際、市の責務を改正したが、市の執行機関の一つである教育委員会の責務が不明確になってしまったのではないか。

事務局： 昨今の教育委員会行政において、市長が教育にも一定関与しており、教育委員会の会議にも参加している。その中で、市政という部分で市長が関与するため、大きく見れば、責務がかかっているのではないかと考えている。

A委員： 大人との関連では生涯学習、子どもとの関連では子どもの貧困など、教育委員会と市長部局の連携の必要性は高まっているように思う。

事務局： 教育委員会・市長部局それぞれの権限について、法律上の事務委任が適切に整理されているところであり、今後、市民の声が高まることがあれば、連携のあり方を考え直すこともあるかと思う。

会 長： 市民まちづくりプラザの閉館期間の市民活動支援はどうなるのか。

事務局： 業務委託の形で、指定管理者に対応してもらうようになる。

E委員： スワンホールについて、身近な問題として、現在中央公民館で活動をしているが、ある程度の広さのある多目的室があるのかなどが気になる。

事務局： 各施設の利用状況を検証する中で、必要なスペースや休館日などについて、利用者が使いやすいよう検討している。

F委員： 現在、スワンホールで活動したいと思った時に、比較的使いたい時に使える状況にあるのか。また、資料に登録団体の情報もあるが、優先的に利用できるわけではないのか。

事務局： 部屋にもよるが、一定、希望するタイミングで利用いただいている。優先利用ができるわけではないが、登録が認められた団体が輪転機や打合せスペースをご利用いただく形になっている。

F委員： 登録団体が施設を利用することについては、「協働」の取り組みの一つになるのか。

事務局： 団体が部屋を使うだけでは協働にはならない。

F委員： 自分自身が協働の意識を持って行っていたかどうかを考えると、疑問がある。市民の方に協働に対する意識を高めてもらいたいならば、自分たちが活動する際のメリットだけを考えてもらうのではなく、協働の意識付けをしていくべきではないか。

事務局： いただいた指摘は市でも検討しているところで、市民活動が公益的な活動になっていく場合、協働のパートナーになっていただく可能性が高い。「協働が分からないから、しない」ということにならないように、公益活動を担うきっかけをもっていただくことなどを考えても、今後、市民まちづくりプラザは大きな役割を果たすと考えている。

F委員： 様々な施設を利用するにあたり、その施設の目的を意識したことがなかったのもので、複合化の機会を捉えて、市民が気付きを得られるような投げかけをしてもらいたい。

会 長： スワンホールの会議室は共用ということなので、あとは連携を取るようにしてしてもらいたい。

A委員： 基本条例についての説明の中で、出前講座は学習の機会の提供として位置づけられているが、「市が市民に教えてやる」という形になっているのではないか。むしろ、情報提供の仕組みの一環として位置づけることが必要なのではないか。市から市民への一方通行の関係にならないよう、市が、市民と一緒に議論することを「学習」に含めなければ、基本条例の趣旨から外れていく可能性がある。また、情報提供は多元的に捉える必要がある。第9条に位置付けること以外にも、行政評価における事業の評価結果等を、正確に伝えることは大事だが、より分かりやすい形で市民に届けることも重要ではないか。詳細に知る前段階の、3分でわかる、というような資料の工夫が必要ではないか。前回の見直しでも「市民に分かりやすく公表する」との文言を追加したところでもあるので、その意味を追求するべきではないか。

事務局： 情報の提供においては、分かりやすく、また多様な媒体の活用を基本条例でも謳っているところである。出前講座を実施するにあたり、学習の機会の提供という概念だけでなく、情報共有を図るものであるという意識を職員が持てるように周知していく。

会 長： 出前講座は、情報提供と同時に市民のニーズを収集するチャンスでもある。両方向の取り組みになるよう追求すべきとのご指摘であったかと思う。

C委員： 市職員への協働事業のアンケート結果を興味深く拝見した。市民協働が全国で始まって十数年経つが、伊丹市でも状況はと同じだと感じる。基本条例第18条の参画協働推進委員会の役割として、協働施策の実施

状況や、まちづくりに関する重要事項を審議することとある。このアンケート結果を審議するためには、事業分野ごとの協働結果や、事業ごとの財政規模が分かるデータが必要である。どのような団体や分野にアプローチすべきか等、協働推進のための方策を考えるには、より踏み込んだデータを見せてもらいたい。

協働の定義は難しいが、後援等は協働の形態に含めないとしている自治体もある。伊丹市の判断はまた異なるだろうが、後援名義を出すことで協働ができているとしてしまうと、意識改革に繋がらず、市と団体との対等性も保てなくなってしまう。また、定期的に協働に関する職員研修をしているにも関わらず、研修を必要とする声があるようなので、例えば他市では、各課の総務担当を協働推進員にするなどの取り組みもあるので、方策を考えていきたい。市民まちづくりプラザを含む施設の複合化については、例えば市民活動促進のための施設に定義するなど、改修をチャンスにして長期的・包括的にあり方を見直す機会にすればいいのではないかと思う。

事務局： 協働の部分をどのように定義するのかについては、広く捉えるべきと協働の指針を策定した時期にも定めたところである。

C委員： 後援名義の付与で信用を得たいと思う団体に対してであれば、後援することが市民活動促進に繋がる。ただし、市民活動全般を促進するためには、支援する部分と協働する部分を区別して捉えることが必要ではないか。

事務局： 事業分野ごとの協働結果については、各課のデータを確認して分析をかけたい。財政規模については、事業の大小はあろうかと思うが、今回のデータではつかみ難い為、今後の課題として受け止める。また、公共施設の複合化については様々なご意見をいただいているところであり、今回、初めて各施設が連携して取り組む中で、どのような形で支援をしていくべきかについては、今後考えていく。

会長： アンケートの結果について、公募型協働事業提案制度を通さないで実施されている事業が多いということで、制度を通ると見える化ができて良いのだが、事業が見えてこなければ、協働でやっているかどうかを市も市民も意識しなくなり、ブラックボックス化してしまう。他市でも同様な状況になっている。次に、協働事業を実施したことのある課は全体の3分の1ほどということだが、過去に淀川大渇水という事例があり、付近の住民が難儀した時代があった。その際、市民間で節水の議論が高まったことがあった。当時は行政と市民での対話はあまり行われなかったが、例えば水道部局や徴税担当部局等であっても、協働のきつ

かけは意外とある。協働でやった方がより良くなる事業を、各課には考えてもらいたい。公募型協働事業提案制度の事業数が伸び悩んでいることについては、制度に乗せるとどのようなメリットがあるのかをアピールしていかなければならないのではないかと。今回のアンケートも、活用できるよう、分析をしてもらいたい。また、コミュニティの概要の部分で、地域自治組織の活動が今後増えていけば、自治会の補助金はそのままに、交付金が増えていくこととなるが、市として大丈夫なのか気になった。とある自治体では、自治会への補助金を一括して地域自治組織に任せて、やりくりを任せているところもある。地域総括交付金の内訳についてはどうなっているのか。

事務局： 現在、1校区170万円で交付しており、世帯数等による差異はない。全住民を対象としたソフト事業や全住民への情報提供、担い手不足を勘案した人件費などの想定を加味し、積算している。あくまで積算数値であるので、地域ごとに用途を決めていただくこととしている。

会 長： すでに設立された地域自治組織における、自治会との調整はどのようなになっているのか。

事務局： すべての自治会が地域自治組織の構成員になり、協議していただいている。小学校区の広域で担う部分と、自治会の単位で担っていただく部分がある。自治会の補助金を再配分することが逆に手間になるとの意見もいただいている中で、現在、交付金に統合することは考えていない。

会 長： 委員の方で、他に議論を進めるべきテーマがあればお願いしたい。

B委員： 基本条例の第19条に「最大限に尊重」と重い文言が入っているが、以前にも話が出たが、市民側にも行政側にも、基本条例の周知は十分になされているのか。

事務局： 市民意識調査において実施した市民アンケートにおいては、基本条例の内容を良く知っている、という方は全回答者の1%であった。職員については、あらゆる所で基本条例の話をしているところであるので、全員が知っているものと考えている。市民の方については、基本条例をご存じなくても、出前講座は知っているという方もおられるので、個別の制度の規定が基本条例にあることをその時々で知っていただき、まちづくりに活かされていることを実感していただくことが重要だと考えている。

B委員： 基本条例制定当初から、この条文があったということか。

事務局： 当初から規定されている。

会 長： 基本条例の認知度は、どこの自治体でも似た数字となっている。実質的に熟議や情報共有などが市民同士の中で生きていけば良く、肌で条

例の中身を感じ取り、実践する動きが出てくる方が、活きた基本条例になる。そういった形で理解が進むような方向で啓発を進める方が、効果的であると考え。行政の方は当然、条文としてきちんと理解してもらうべきである。

会 長： 今回、条文を改正する必要はないということで議論を進めてきた。前回や今回の議論で様々な意見が出たが、例えば市民まちづくりプラザの複合化で協働が進む可能性も高く、施設間の連携をきちんと議論していただき、相乗効果を発揮してもらいたい。また、出前講座については、単なる情報提供に終わらせず、市民のニーズをくみ取りながら双方向の取り組みにしていってもらいたい。各課における制度の中身の説明も、ただ情報を伝えるだけでなく、市と市民で熟議をしながら理解してもらい、互いの成長のきっかけになるよう取り組んでもらいたい。職員向け協働アンケートについては、こうしてデータを示す事が、条例の理解・周知を高める要因にもなる。しかし、重要なのは基本条例の理解よりもまちづくりを進めていくことであるので、基本条例をうまく事業のバックアップとして使ってもらえれば、基本条例の趣旨が実現されるのではないか。その他、本日も議論いただいた内容については、議事録にてご確認いただく。また、本日は特段の結論があるわけではないが、今日の皆さんの意見を整理することで、今後、基本条例を効果的に生かすためにはどうすればいいかということや、行政と市民活動団体等の役割が見えてくるかと思う。今後、市長の諮問に対するお答えを示すということで、次回は事務局と私とでまずは調整した答申案をお示しし、委員の皆様にご議論いただくということをお願いする。それではこれで、平成30年度第3回伊丹市参画協働推進委員会を終了させていただきます。

以上の通り、平成30年度第4回伊丹市参画協働推進委員会会議録として確認します。

(以下、署名2名。)